広島市東区選挙管理委員会告示第17号 令 和 7 年 9 月 1 日

広島県知事の任期の満了に伴い、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号) 第17条ただし書の規定の適用による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、 次のとおり定めます。

> 広島市東区選挙管理委員会 委員長 佐々木 和 宏

- 1 登録の移替えをしない期間 令和7年10月1日から広島県知事選挙の期日まで
- 2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、広島県知事選挙の期日の翌 日から行う。